

第3期羽曳野市障害者計画（後期計画）

第5期羽曳野市障害福祉計画

第1期羽曳野市障害児福祉計画

【骨子案】

平成29年11月

羽曳野市

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 障害者に関する政策の動向.....	2
2 本計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 羽曳野市の障害者を取りまく現状と課題.....	6
1 障害者の現状.....	6
2 各種調査結果にみる本市の状況.....	9
3 第4期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績.....	10
4 羽曳野市の障害者の現状からみた支援の課題.....	10

第2部 第3期羽曳野市障害者計画（後期）

第3章 障害者計画の基本的な考え方.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本原則.....	13
3 基本目標と施策体系.....	14
4 施策の体系.....	15
第4章 施策の展開.....	16
1 自立した生活を支える支援体制の整備.....	16
2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実.....	16
3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進.....	16

第3部 第5期羽曳野市障害福祉計画・第1期羽曳野市障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念.....	18
2 基本的視点.....	18
3 障害福祉計画における成果目標.....	19
4 障害児福祉計画における成果目標.....	23
5 活動指標の算定方法.....	25
第6章 障害福祉サービスの推進.....	26
1 障害福祉サービス.....	26
2 地域生活支援事業.....	28
3 障害児支援.....	30

第4部 推進体制

第7章 計画の推進体制の確立.....	34
1 庁内連携・関係機関との連携・協力.....	34
2 地域連携の強化.....	35
3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立.....	35

第 1 部 総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 障害者に関する政策の動向

(1) 障害者支援関連法の整備

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、平成26年1月の障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正によって、大きな変化がもたらされています。平成23年には障害者基本法が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際協調という基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方への転換が示されました。以降、「障害者虐待防止法」（平成24年施行）や、障害者総合支援法（平成25年施行）等、障害者の権利保障や社会生活の支援に関する法整備が進められました。

近年においても、平成28年4月には、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、国・地方公共団体等における合理的配慮の提供義務等を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同じく平成28年4月には、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止と、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた、「障害者雇用促進法（改正）」が施行され、障害者の地域生活や社会参加の妨げとなる社会的障壁を除去・軽減していくための具体的な取り組みが進みつつあります。

また、「発達障害者支援法」の一部改正（平成28年施行）による支援の充実や、「成年後見制度利用促進法」の施行（平成28年）、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成30年4月施行）による支援サービスの充実等、障害者の権利を保障し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた、法制度面での基盤整備が進んでいます。

(2) 障害福祉の充実

我が国の障害福祉制度は、平成15年度の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障害者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。その後、平成18年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成24年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者総合支援法」が制定されました。

「障害者総合支援法」では、改正障害者基本法を踏まえた「共生社会の実現」という理念

の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、障害のある子どもを対象としたサービスについては、「児童福祉法」の改正により平成 24 年度から支援内容の充実が図られました。

平成 28 年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、平成 30 年度から地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められています。

2 本計画策定の趣旨

本市においては、平成 14 年度からの 10 年間を計画期間とする「羽曳野市障害者基本計画（第一期計画）」、平成 24 年度から 26 年度を計画期間とする「第二期羽曳野市障害者基本計画」、平成 27 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 3 期羽曳野市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「共生社会」の理念の実現に向けて取り組んできました。また、障害福祉施策については、平成 18 年度以降、3 年を 1 期とする「羽曳野市障害福祉計画」をこれまで 4 期にわたって策定し、障害福祉サービス基盤の充実を図ってきました。

この度、「第 4 期羽曳野市障害福祉計画」の計画期間の終了と「第 3 期羽曳野市障害者計画」の中間見直しの時期を迎えるにあたり、新たな計画の策定が求められています。この間の国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本市の障害者を取り巻く現状や課題、これまでの計画の検証等を踏まえ、本市における障害福祉施策の基本指針として、改めて総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示すことを目的として、「第 3 期羽曳野市障害者計画（後期）」及び「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」並びに「第 1 期羽曳野市障害児福祉計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

（１）法律上の位置づけ

「第 3 期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。同時に本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」、及び改正児童福祉法第 33 条の 20（平成 30 年 4 月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第 1 期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら 3 つの計画を一体的に策定しました。

本計画の法律上の位置付け

○障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第 33 条の 20（平成 30 年 4 月施行）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（２）関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、大阪府の「第 4 次大阪府障がい者計画」や「第 5 期大阪府障がい福祉計画及び第 1 期大阪府障がい児福祉計画」との整合を図っています。

また、本市における上位計画にあたる「第 6 次羽曳野市総合基本計画」及び「第 3 期羽曳野市地域福祉計画」との整合を図るとともに、関連分野の計画である「羽曳野市高齢者いきいき計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」、「はびきのこども夢プラン（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び母子保健計画）」、「健康はびきの 21 計画（第 2 期）」と相互に連携を図っています。

4. 計画の期間

本計画は、羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画、羽曳野市障害児福祉計画を一体的に策定しています。このうち、「第 3 期羽曳野市障害者計画」については、計画期間を平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間と定めています。「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」、「第 1 期障害児福祉計画」については、国の基本指針に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画期間とします。

5 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表者等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定されました。

(2) 障害者・関係団体・市民のニーズや意見の反映

本計画の策定に先立ち、各種障害者手帳所持者等及び障害児通所支援利用者を対象に、日頃の生活実態や障害福祉サービスの利用状況等についてアンケート調査を実施しました。同時に、障害者団体・関係団体及び障害福祉サービス事業所に対して、障害者支援の課題等について尋ねる調査を実施し、計画作成の基礎資料としました。また、計画素案段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く意見を求めました。

(3) 大阪府・関係機関との連携

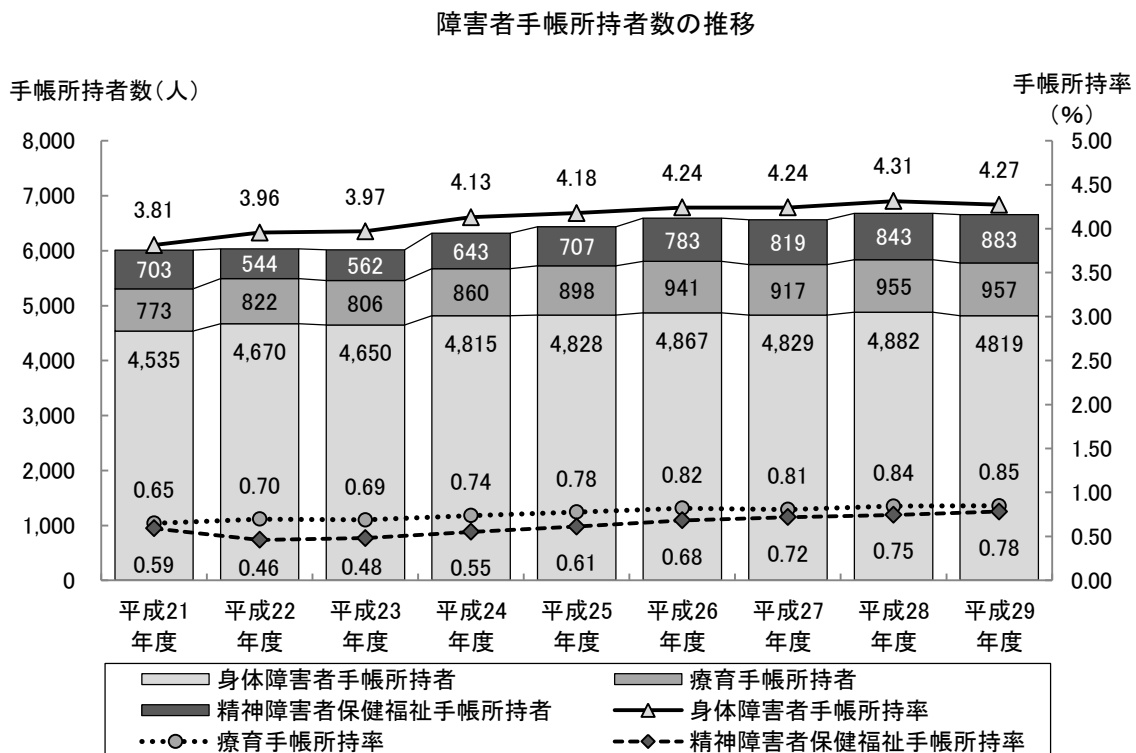
この計画の策定にあたっては、大阪府とのヒアリングや協議を重ね、府の計画との整合性を図るとともに、連携して事業を推進する体制づくりに努めました。また、広域的な連携による支援が求められる課題については、関係機関と連絡・調整の場を持ち、相互に協力して障害者支援を推進する体制の整備を図ります。

第2章 羽曳野市の障害者を取りまく現状と課題

1 障害者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、いずれの障害についても緩やかな増加が続いています。平成21年度から平成29年9月までの増加率(増加数)をみると、身体障害者手帳所持者数6.3%(284人)、療育手帳所持者数23.8%(184人)、精神障害者保健福祉手帳所持者数25.6%(180人)となっており、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率が高くなっています。



資料:福祉支援課(各年度末時点、平成29年度のみ9月30日時点)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

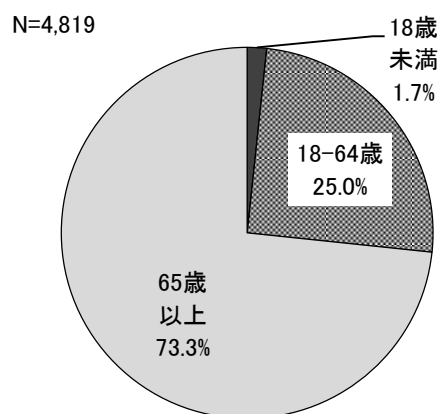
① 年齢階層別・等級別にみる身体障害者手帳所持者の状況

国の「平成29年版障害者白書」によると、身体障害者の年齢階層別の人口は、18歳未満7.3万人(1.9%)、18歳以上65歳未満111.1万人(28.8%)、65歳以上265.5万人(68.7%)となっており、高齢者の比率が高くなっています。

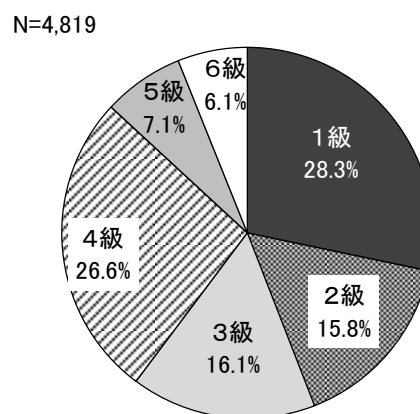
本市における身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18歳未満」が1.7%、「18～64歳」が25.0%、「65歳以上」が73.3%となっており、全国と同様に高齢者の割合が高くなっています。

等級別にみると、「1級」が28.3%と最も多く、1級から3級までで全体の6割を占めています。

■年齢階層別



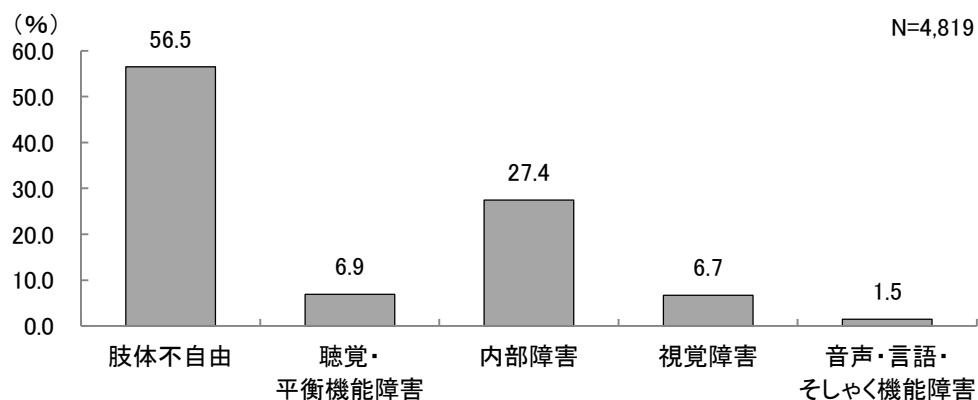
■等級別



資料:福祉支援課(平成 29 年9月 30 日現在)

② 障害種別にみる身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者の状況を主な障害種別でみると、「肢体不自由」が最も多く、56.5%を占めています。次いで「内部障害」が27.4%、「聴覚・平衡機能障害」が6.9%、「視覚障害」が6.7%となっています。



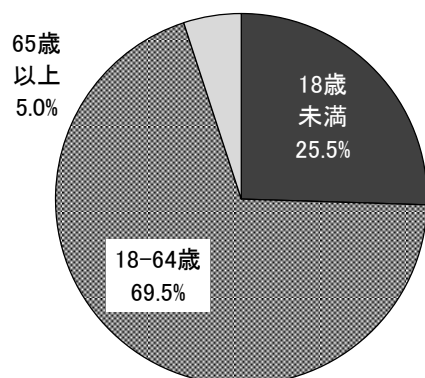
資料:福祉支援課(平成 29 年9月 30 日現在)

（３）療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18～64 歳」が 69.5%と最も高く、次いで「18 歳未満」が 25.5%となっており、3 障害の中では最も 18 歳未満の比率が高くなっています。等級別では、「B 2」が最も多くなっています。

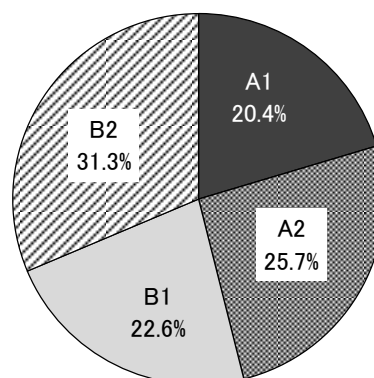
■ 年齢階層別

N=957



■ 等級別

N=957



資料：福祉支援課（平成 29 年 9 月 30 日現在）

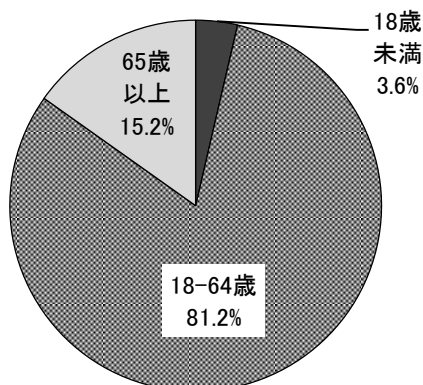
（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、「18～64 歳」が 81.2%と 4 分の 3 以上を占めています。

等級別にみると「2 級」が 67.0%と約 3 分の 2 を占めています。

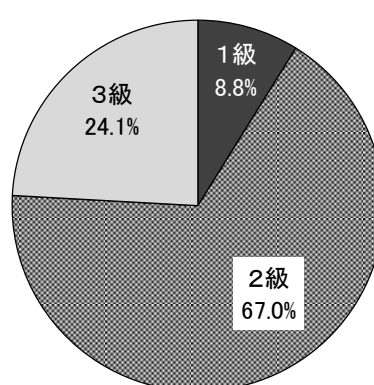
■ 年齢階層別

N=883



■ 等級別

N=883



※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が 100%ちょうどにならないことがあります。

資料：福祉支援課（平成 29 年 9 月 30 日現在）

2 各種調査結果にみる本市の状況

(1) アンケート調査結果のまとめ

(2) 団体調査結果のまとめ

(3) 事業所調査結果のまとめ

3 第4期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績

(1) 訪問系サービス

(2) 短期入所

(3) 日中活動系サービス

(4) 居住系サービス

(5) 相談支援事業

(6) 地域生活支援事業の見込量と実績

(7) 障害児支援事業

4 羽曳野市の障害者の現状からみた支援の課題

第 2 部 第 3 期羽曳野市
障害者計画（後期）

第3章 障害者計画の基本的な考え方

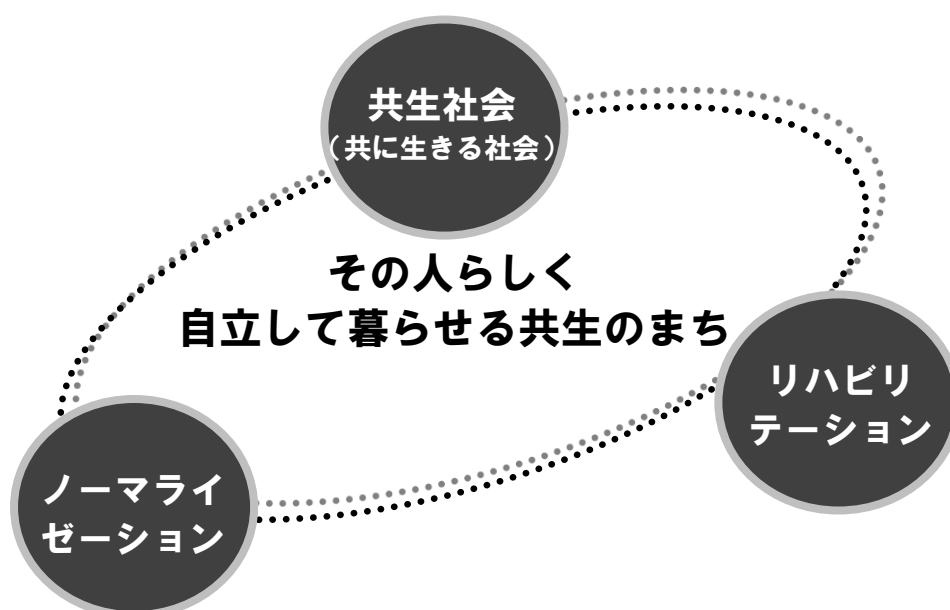
1 基本理念

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある方、外国人など、さまざまな方が生活しています。こうした住みなれた身近な地域で、その人の権利が守られ、個人として尊重され、障害の有無などによってわけ隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会を実現することが求められています。

障害のある方もない方も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後めざします。また、障害のある方もない方も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。

こうした「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の3つの理念は前記計画において掲げたものですが、本計画においても実現をめざす理念として引き続き掲げるとともに、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を計画の基本理念として、施策を展開します。



2 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。これは、平成18年に国連で採択され、我が国が平成26年に批准した障害者権利条約や、平成23年に改正された障害者基本法における基本的な理念・原則に基づくものです。本市の障害福祉施策は、そのすべてにおいて、この基本原則に基づいて企画・実施・評価される必要があるとともに、この基本原則が社会に広く認知されるよう努める必要があります。

（１）障害者の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせるまちづくりのためには、障害に基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障害者の自己決定が尊重され、選択の機会が確保される必要があります。就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みを進めます。

（２）社会的障壁の除去・軽減

障害者基本法では、障害者を本人の心身機能の障害のみでとらえるのではなく、「社会的障壁」（障害者にとって日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことがら）という社会との関係性によってとらえています。社会的障壁をなくすための負担が大きすぎない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害者が排除される社会を変えていかなければなりません。障害者の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

（３）地域社会における共生

障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくることが、共に生きる地域社会の実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

自立

一般的に理解されているような「人に頼らずに自分で自分のことをできる」という意味ではなく、自分の生き方を自分で選択し、社会の一員として社会参加できることを意味する言葉として用いられています。

合理的配慮

障害者が他の人と平等であるために、すべての人権及び基本的自由を持ち、それを行使することを確保できるよう、必要かつ適当な変更や調整を行うことで、それを行うことで過度の不公平や負担にはならないものをいいます。例えば試験において障害に応じて介助者をつけたり終了時間を延長したりすることや、障害のある人が働きやすいように机の配置や就労時間を調整したりすることは、合理的配慮の一例です。

3 基本目標と施策体系

(1) 基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。また、障害のある方が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ①障害福祉サービスの充実 | ②相談支援・情報提供の充実 |
| ③保健・医療・リハビリテーション体制の充実 | |
| ④スポーツ・文化活動の推進 | |

(2) 基本目標2：一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。そのために、障害の早期発見・早期療育を進めていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、支援に努めます。

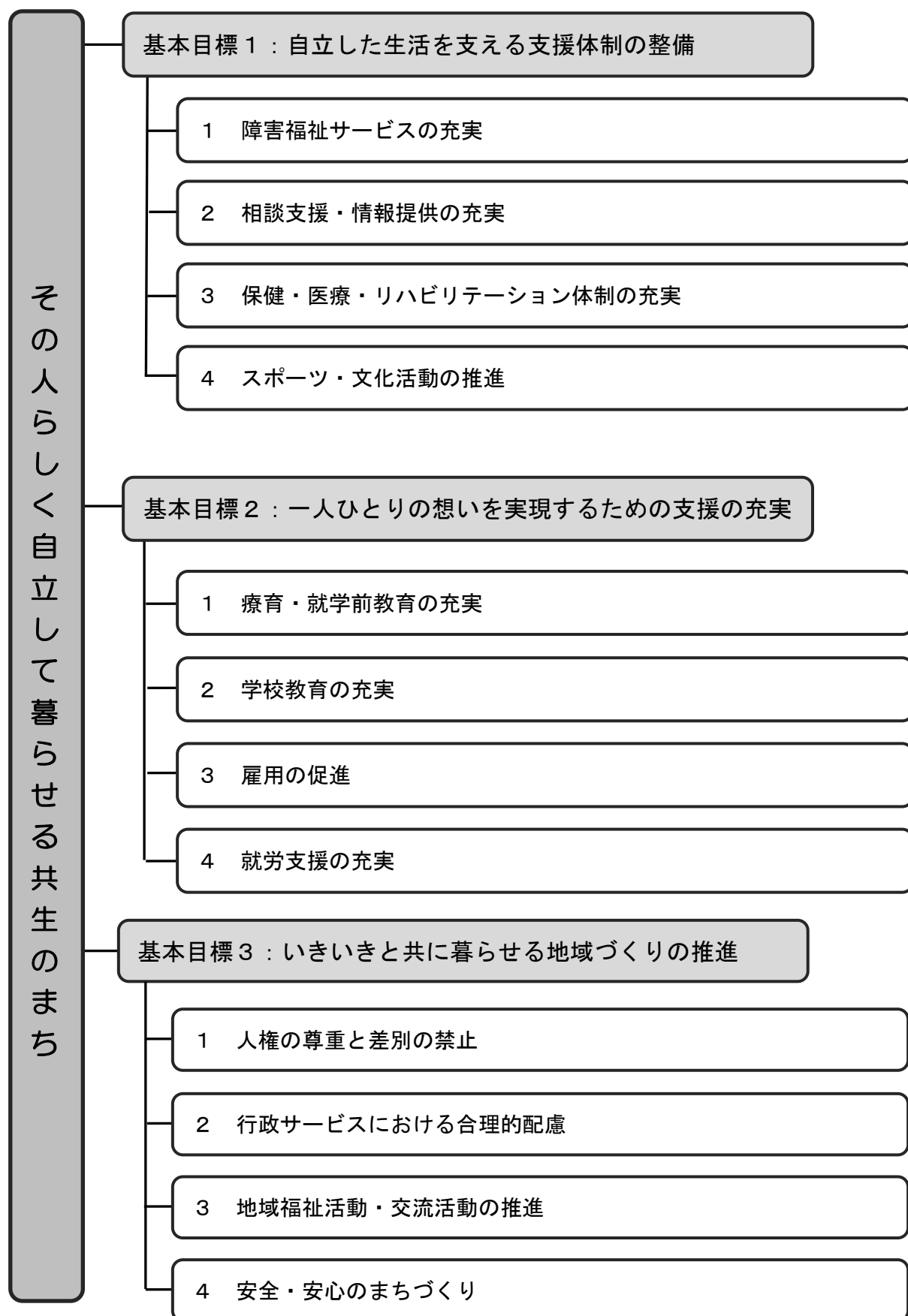
- | | |
|--------------|----------|
| ①療育・就学前教育の充実 | ②学校教育の充実 |
| ③雇用の促進 | ④就労支援の充実 |

(3) 基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。そのために、多様な障害や障害のある方の暮らしを理解し、支え合い・助け合いを進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある方の社会参加を進め、交流する機会を増やします。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①人権の尊重と差別の禁止 | ②行政サービスにおける合理的配慮 |
| ③地域福祉活動・交流活動の推進 | ④安全・安心のまちづくり |

4 施策の体系



第4章 施策の展開

1 自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービスの充実

(2) 相談支援・情報提供の充実

(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

(4) スポーツ・文化活動の推進

2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

(1) 療育・就学前教育の充実

(2) 学校教育の充実

(3) 雇用の促進

(4) 就労支援の充実

3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

(1) 人権の尊重と差別の禁止

(2) 行政サービスにおける合理的配慮

(3) 地域福祉活動・交流活動の推進

(4) 安全・安心のまちづくり

第 5 期羽曳野市障害福祉計画
第 3 部 第 1 期羽曳野市障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画と一体的に策定し、本市の障害福祉施策全体の方向性を定めた「第3期羽曳野市障害者計画（後期）」では、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を基本理念として掲げています。この基本理念は、障害福祉計画、障害児福祉計画においても共通するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの計画的な体制整備と充実を通じて、基本理念の実現をめざします。

2 基本的視点

（1）障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障害福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。サービスの利用にあたっては、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。

（2）障害や生活の状況に応じたニーズへの対応

障害福祉サービスは、それを必要とする人が、障害の状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知を進めるとともに、相談支援等を通じて、サービス利用を促進します。従来制度の谷間にあった、発達障害や高次脳機能障害のある方、難病患者等についても、必要な支援が受けられるよう、情報提供を進めます。

（3）地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障害を持つ人が必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。生活と就労を支えるサービスや相談支援の充実を進め、自立した生活の開始・継続を支援します。また、広く市民や地域団体、事業所等に対し、差別の禁止や社会的障壁の除去、共生社会の実現について、啓発を進めます。

（4）障害児支援の充実

平成28年の児童福祉法の改正により、地方自治体においては障害児福祉計画の策定による、障害児支援の計画的な整備・充実が求められています。障害のある児童とその家族が、安心して生活・学習を続けることができ、一市民としての力を伸ばしていける環境整備が求められています。これまで不十分だった医療的ケアの必要な児童が利用可能なサービスの整備等、障害児支援のさらなる充実に取り組みます。

3 障害福祉計画における成果目標

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、地域移行の促進や就労支援の強化等について、国の定める基本指針において、成果目標を数値等で示すことが求められています。本計画においても、国の基本指針や大阪府の考え方と本市の状況に基づき、次のように成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①本計画での目標

共生社会の実現に向け、福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行と、施設入所者数の削減に取り組めます。

国が示した基本指針では、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することと、平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減することが基本的な目標水準とされています。また、大阪府においても国基準に沿った目標設定とすることが示されています。

そこで本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
施設入所者の地域生活への移行数(計画期間中)	8人	平成 28 年度末時点の施設入所者 70 人の9%以上に設定
施設入所者の削減数 (平成 32 年度末時点)	1人	平成 28 年度末の施設入所者 70 人の2%以上に設定(※)

②目標達成に向けた取り組み

福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進するために、移行後の生活の確保として、グループホームの新規整備促進に取り組めます。障害者の地域生活の場として整備のニーズが高いことから、障害福祉サービス事業所と連携した取り組みを推進します。また、一人暮らしの障害者への支援や、地域の理解促進にも取り組めます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①本計画での目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、入院中の精神障害者の地域生活への移行について、大阪府と連携して地域における取り組みを推進します。

国の指針においては、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが目標として示されています。大阪府においても同様の目標設定となっています。

そこで本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成 32 年度までに、精神障害のある人の地域移行や地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する

②目標達成に向けた取り組み

地域自立支援推進会議の専門部会として、精神障害のある人の地域移行や地域定着の在り方について協議する場を設置することを基本として取り組みます。

また、本市としての目標設定は行いませんが、大阪府が目標設定する精神病床における長期入院患者数の削減や早期退院率の向上に向け、大阪府と連携して地域での生活の場の確保や就労支援等に取り組みます。

（３）障害者の地域生活の支援

①本計画での目標

障害者の地域生活への移行を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる体制の整備に向け、国の基本指針において、地域生活支援拠点等を平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを目標とすることが示されています。ここでいう地域生活支援拠点等とは、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の 5 つの機能を備えるもので、拠点施設の整備ではなく、地域の複数の支援拠点が連携して、これらの機能を総合的に担う体制整備（面的な整備）も可とされています。

大阪府においても同様に、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを目標として設定することが示されています。

そこで本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備 (本計画期間中)	地域生活支援拠点等の面的な整備に向け、市内の支援機能の連携を進めるとともに、不足している機能の整備を推進し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備につなげます

②目標達成に向けた取り組み

本市の状況を踏まえると、新たな支援拠点施設の整備は現実的ではないため、障害福祉サービス事業所を含む既存の支援機関の機能を総合・連携し、地域生活支援拠点等の面的な整備に向けた取り組みを進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①本計画での目標

障害者の経済的な自立と社会参加の促進に向け、福祉施設を利用している障害のある人の一般就労への移行の促進に取り組みます。国の基本指針においては、平成 32 年度中に一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすること、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させること、平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定することが示されています。また、新たな支援サービスとして平成 30 年度より開始される就労定着支援事業について、1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることが基本とされています。

一方大阪府においては、一般就労移行者数について、平成 32 年度末までに福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上（1,700 人以上）とすることを目標として設定しており、市町村ごとに案分した目標数値が示されています。

そこで本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
福祉就労から一般就労への移行者数(平成 32 年度末時点)	24 人	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
就労移行支援事業の利用者数(平成 32 年度)	42 人	平成 28 年度末の利用者数 35 人から2割以上の増加として設定
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合(平成 32 年度)	5割以上	市内就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする
就労定着支援事業の1年後の職場定着率(平成 32 年度)	8割以上	就労定着支援開始後1年後の職場定着率を、就労定着支援利用者の8割以上とする

②目標達成に向けた取り組み

障害者の一般就労への移行に関する目標の達成に向け、改正障害者雇用促進法の規定等を踏まえ、障害者雇用の拡大に向けた啓発や情報提供による企業の理解促進を図るとともに、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所等と連携した取り組みを推進します。また、市役所等における障害者雇用の促進に取り組めます。

（４）福祉就労施設の工賃の増額

就労継続支援Ｂ型事業所の工賃の平均額について、大阪府が独自に成果目標を設定することとしているため、本市においても市内の個々の事業所において設定した目標額を踏まえ、平成32年度の目標工賃を次のように定めます。

【第５期計画での目標】

項 目	目標値	考え方
就労継続支援(B 型)事業所における工賃の平均額 (平成 32 年度末時点)	11,300 円	市内の個々の事業所が設定した目標工賃の平均値

4 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

①本計画での目標

国の基本指針においては、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置を求めています。また、各市町村あるいは各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とすることが示されています。大阪府においても、国基準に沿った目標設定がされています。

本市においては、すでに南河内北圏域（羽曳野市・藤井寺市・松原市）に児童発達支援センターが整備されています。また、保育所等訪問支援についても、1 か所以上のサービス提供事業所が存在し、サービス利用できる体制が整っています。このことから、本計画期間中の新たな目標設定は行いませんが、児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 重症心身障害児への支援

①本計画での目標

国の基本指針においては、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保が求められています。

大阪府においては、府内の重症心身障害児の数が約 2,400 人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして、大阪府の平成 32 年度末までの事業所数の目標値が設定されており、これを各市町村の対象児童数に応じて按分した数が示されています。

そこで本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目標値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 (平成 32 年度末時点)	1	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 (平成 32 年度末時点)	1	大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づいて設定

②目標達成に向けた取り組み

重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児が利用可能なサービスについて、地域のバランスを考慮した質・量の確保に取り組めます。報酬改定による加算等の制度改正について、事業所への周知を行い、サービス実施事業所の増加を図ります。

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

①本計画での目標

国の基本指針においては、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。大阪府においても、府と市町村で構築してきた重症心身障害児者地域ケアシステムを活用すること等により、国基準に基づいた目標設定が求められています。

そこで本市においては、本計画期間中の成果目標を次のように定めます。

■本計画での目標

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (平成 30 年度末まで)	医療的ケアが必要な障害児の支援について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成 30 年度末までに設置します。

②目標達成に向けた取り組み

協議の場に求められる機能や参加すべき機関等について、大阪府等と連携して検討を進め、現在ある地域自立支援推進会議の部会の充実を図る方向で早期の設置を目指します。

5 活動指標の算定方法

成果目標の達成に向けて、地域移行や一般就労移行をめざす障害者の支援に取り組むと同時に、活動指標となる障害福祉サービスの利用見込量を次章で示します。サービス見込量の算出は、基本的に以下の考え方に沿って行っています。

①平成 27 年度～平成 29 年度の障害福祉サービスの利用実績から、障害種別ごとに一人あたりの利用量（月あたり時間・日数）、手帳所持者に対するサービス利用率を算出。



②平成 27 年度以降の手帳所持者数の動向から、本計画の計画期間（平成 30～32 年度）における障害者数の見込みを算出。



③障害者数の見込みとサービス利用率から、計画期間における各サービスの利用者数見込みを算出。



④サービス利用者数見込みに一人あたりの利用量を乗じ、障害種別ごとに算出された数値を合算して、各サービスの自然体推計量を算出。



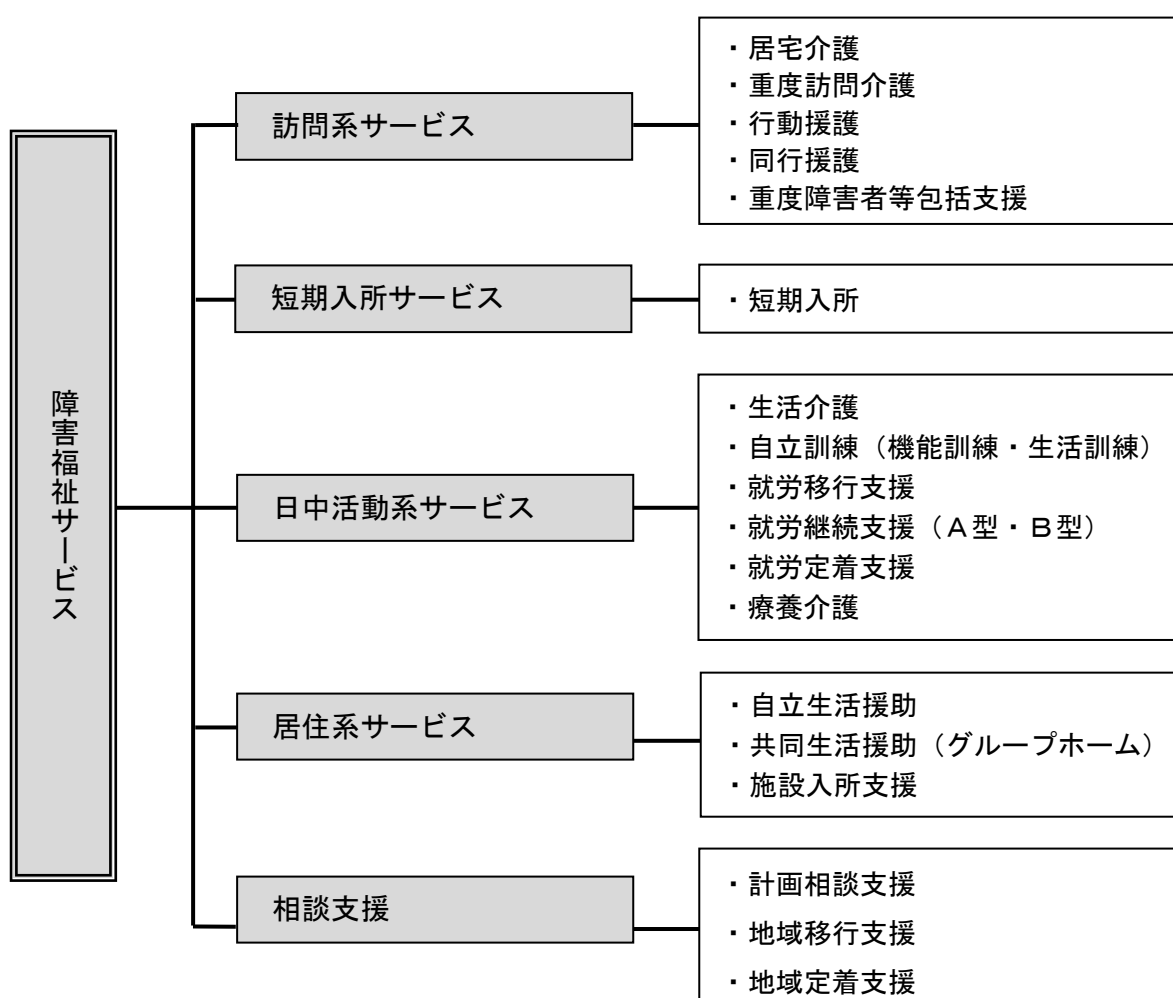
⑤地域移行支援や就労支援等の施策目標に基づいて必要となるサービス量を推計し、自然体推計量に合算。近年の利用の動向や各種調査等において示された潜在的ニーズによる利用の増減を可能な限り見込んだうえで、サービス見込量を決定。

第6章 障害福祉サービスの推進

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）、短期入所サービス、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、就労定着支援、療養介護）、居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助〔グループホーム〕、施設入所支援）、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）から構成されています。このうち、就労定着支援と自立生活援助は、本計画期間より新たに加わったサービスです。

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、サービスの利用見込みに合わせて、提供体制を整備します。



(1) 訪問系サービス

(2) 短期入所サービス

(3) 日中活動系サービス

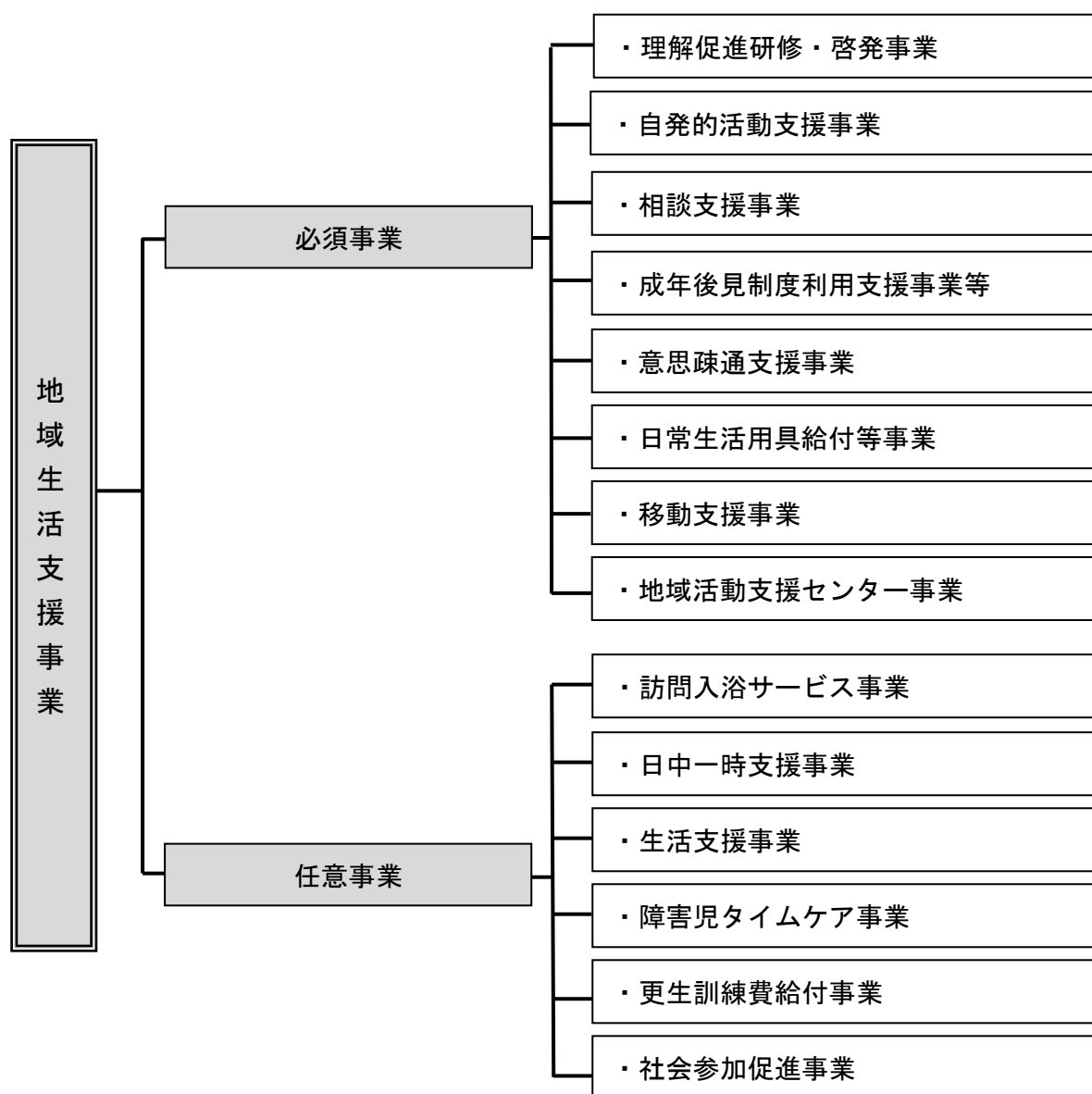
(4) 居住系サービス

(5) 相談支援

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等、基本的にすべての市町村で実施が義務付けられている事業です。任意事業は市町村ごとに実施する内容が異なる事業であり、本市では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、生活支援事業、障害児タイムケア事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業を実施しています。

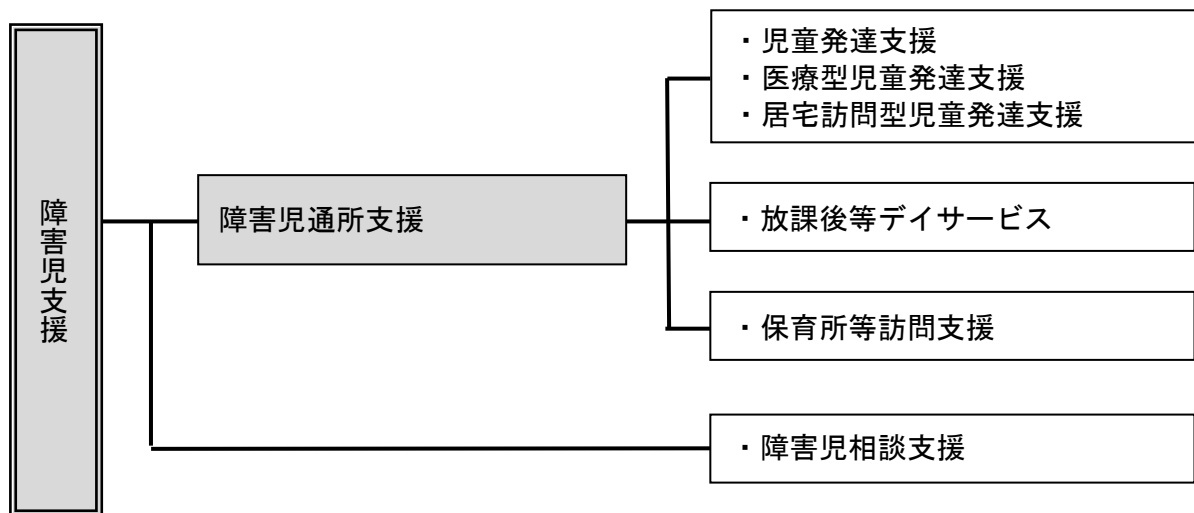


(1) 必須事業

(2) 任意事業

3 障害児支援

障害児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。制度改正により、平成 24 年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されました。また、平成 30 年度から新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスが始まります。



(1) 障害児通所支援

(2) 障害児相談支援

第 4 部 推進体制

第7章 計画の推進体制の確立

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

(1) 庁内の体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、福祉支援課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

(2) 大阪府・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援など、本市だけでなく近隣市を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

(3) 社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保

障害福祉サービスの実施にあたっては、今後の社会情勢や国・府の施策の動向の変化、本市の財政状況などが重要な要素になることから、それらを踏まえながら施策の展開を図ります。また、障害福祉サービス等の充実を図るため、財源確保の方策、事務事業の創意工夫に努めると同時に、国・府に対し、各種助成システムの充実など、財政支援について要望し、計画の推進を図ります。

2 地域連携の強化

(1) 地域自立支援推進会議との連携

障害福祉サービスの充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、地域自立支援推進会議との連携を強化し、計画を推進します。

(2) 関係団体・市民との連携

障害のある方の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ふれあいネット雅び、ボランティアなどによる支援や協力が重要となります。そのため、これら団体による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築きます。

3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

本計画の実施状況は、定期的に「羽曳野市障害者施策推進審議会」に報告し、成果目標・活動指標等について検証を行うとともに、その結果を公表します。また、地域自立支援推進会議においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。